

業務継続計画の策定について

業務継続計画

障害者総合支援法基準省令第33条の2ほか「感染症や非常災害の発生時において、(略)継続的に実施するための、(略)計画を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない」

- …令和6年3月31日までの間は、経過措置として、
努力義務規定となっている。
⇒令和6年4月1日から全ての事業所に策定が義務化される。

業務継続計画

記載すべき内容(基準省令解釈通知)

ア 感染症に係る業務継続計画

- a 平時からの備え(体制構築・整備ほか)
- b 初動対応
- c 感染防止体制の確立(保健所との連携ほか)

イ 災害に係る業務継続計画

- a 平常時の対応(建物・設備の安全対策ほか)
- b 緊急時の対応
- c 他施設及び地域との連携

業務継続計画

令和6年度の報酬改定に伴い、業務継続計画未策定減算が
新設された。

感染症又は非常災害のいずれか又は両方の業務継続計画が
未策定の場合、基本報酬を減算する

概要

【全サービス】

厚労省資料より抜粋

- 感染症や災害が発生した場合であっても、必要な障害福祉サービス等を継続的に提供できる体制を構築するため、業務継続に向けた計画の策定の徹底を求める観点から、感染症又は非常災害のいずれか又は両方の業務継続計画が未策定の場合、基本報酬を減算する。その際、一定程度の取組を行っている事業所に対し経過措置を設けることとする。

減算単位

業務継続計画未策定減算【新設】

- ・100分の3に相当する単位数を減算
(療養介護、施設入所支援(施設入所支援のほか、障害者支援施設が行う各サービスを含む)、共同生活援助、宿泊型自立訓練、障害児入所施設)
- ・100分の1に相当する単位数を減算
(居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援、短期入所、生活介護、自立生活援助、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、就労定着支援、計画相談支援、地域移行支援、地域定着支援、障害児相談支援、児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援(障害者支援施設が行う各サービスを除く))

算定要件

- 以下の基準に適用していない場合、所定単位数を減算する。
 - ・ 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(業務継続計画)を策定すること
 - ・ 当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずること
- ※ 令和7年3月31日までの間、「感染症の予防及びまん延防止のための指針の整備」及び「非常災害に関する具体的計画」の策定を行っている場合には、減算を適用しない。
ただし、居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援、自立生活援助、就労定着支援、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援、計画相談支援、障害児相談支援、地域移行支援、地域定着支援については、「非常災害に関する具体的計画」の策定が求められていないこと等を踏まえ、令和7年3月31日までの間、減算を適用しない。
- ※ 就労選択支援については、令和9年3月31日までの間、減算を適用しない経過措置を設ける。

14

業務継続計画の策定等

障害福祉サービス事業者は業務継続計画の策定以外にも、業務継続計画に必要な研修及び訓練を定期的にも実施しなくてはならない。

サービス種別によって、義務付けられる実施回数が異なる

年に2回実施：施設入所支援、障害児入所支援

年に1回実施：その他のサービス

感染症まん延防止等

業務継続計画のほか、事業者は感染症等※の予防・まん延防止のための取組も義務付けられている。 ※一部サービスは食中毒を含む
(総合支援法基準省令第34条、児童福祉法第41条ほか)

具体的な義務付けの内容

- ・感染症等のまん延防止のための委員会を開催すること
 - ・感染症等のまん延防止の指針を整備すること
 - ・感染症等のまん延防止のための研修及び訓練を実施すること
- 実施回数はサービス種別によって異なる

感染症等の委員会について

開催を義務付けられた回数

○年に4回(3ヶ月に1回)※食中毒を含む

施設入所支援・障害児入所支援・療養介護・生活介護・短期入所・
共同生活援助・自立訓練・就労移行支援・就労継続支援・
児童発達支援・放課後等デイサービス・保育所等訪問支援

○年に2回(6ヶ月に1回)※食中毒は含まない

その他全てのサービス

感染症の指針について

記載すべき内容(基準省令解釈通知)

平常時の対策

- ・事業所内の衛生管理
- ・日常の支援に係る感染対策
- ・手洗いの基本 ……ほか

発生時の対応

- ・発生状況の把握
- ・感染拡大の防止
- ・医療機関や保健所、市町村における事業所関係課等の関係機関との連携 ……ほか

感染症等の研修等について

開催を義務付けられた回数

○年に2回 ※食中毒を含む

施設入所支援・障害児入所支援・療養介護・生活介護・短期入所・
共同生活援助・自立訓練・就労移行支援・就労継続支援・
児童発達支援・放課後等デイサービス・保育所等訪問支援

○年に1回 ※食中毒は含まない

その他全てのサービス

参考

厚生労働省「感染対策マニュアル・業務継続ガイドライン等」

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_15758.html

厚生労働省「障害福祉サービス事業所等における自然災害発生時の業務継続ガイドライン等」

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_17517.html

上記ページに業務継続計画のひな形やガイドライン等が掲載されていますので、ご参照ください。

